

琉球ニュービジネス協議会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は琉球ニュービジネス協議会 (Ryukyu New Business Council.略称「RNB」以下「本会」)と称する。

(所在地)

第2条 本会の主たる事務所を沖縄県那覇市またはその近郊に置く。
2 必要に応じて県内外に支部またはオンライン事務所を設置できる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、沖縄県においてイノベーション創出と新産業の育成を推進し、次の目的をもって活動する。

- (1) スタートアップおよび新規事業の創出・成長支援
- (2) アジア・太平洋地域との国際連携強化
- (3) 観光・ヘルスケア・IT・離島産業など沖縄独自産業の高度化
- (4) 生成 AI・DX・GX など先端技術活用による事業革新
- (5) 県内企業・行政・大学・金融機関等とのオープンイノベーション促進
- (6) 沖縄の社会問題（人口減少、離島物流、再エネ等）のビジネス手法による解決
- (7) 琉球文化の価値継承と新産業との融合
- (8) 起業家支援エコシステムの形成と地域経済発展への寄与

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) スタートアップ支援（アクセラレーション、資金調達支援、メンタリング）
- (2) 官民学金連携による新規事業共創プログラムの企画・運営
- (3) 沖縄とアジア諸国（台湾・香港・ASEAN 等）とのビジネス交流
- (4) AI・DX 人材育成セミナー、研究会、勉強会の開催
- (5) 調査研究・政策提言の実施
- (6) 沖縄の独自産業（観光、農水産、泡盛、伝統工芸など）支援
- (7) 会員交流会・フォーラム・ピッチイベントの運営

- (8) オンラインコミュニティや情報プラットフォームの運営
- (9) その他目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会員種別)

第5条 会員は以下の3種とする。

- (1)正 会 員：本会の目的に賛同する法人または個人
- (2)賛助会員：本会事業の目的に賛同し、その事業に協力、支援する法人・団体・個人
- (3)学生会員：沖縄県内外の学生で起業・ビジネスに関心を持つ者

(入 会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、入会を申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は入会金及び会費として、別に定める額を支払う義務を負う。

(退 会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1)後見開始又は、保佐開始の審判を受けたとき。
- (2)死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
- (3)法人又は団体が解散し又は破産したとき。
- (4)会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。
- (5)所在不明となり、6ヶ月以上にわたり連絡がとれないとき。
- (6)総正会員が同意したとき。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを除名することができる。

- (1)本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2)本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に当該総会の日から1週間前までに、通知す

るとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 10 条 会員が前 2 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の搬出金品は返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 12 条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等を定める規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会費等の規定
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 13 条 本会の総会は定時総会と臨時総会とする。

- 2 前項の定時総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

- 3 定時総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に一回開催する。

- 4 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求が会長にあったとき。

(招 集)

第 14 条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項及びその内容を示した書面若しくは電磁的方法により、開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし第 13 条 4 項 2 号の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

- 2 正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。
- 3 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項に書面をもって議決権を行使することができる。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には議長及び出席した理事のうち選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。

第 5 章 役員及び顧問、特別理事

(役員の設置)

第 19 条 本会に、次の役員を置く。

- (1)理 事 25 人以上 35 人以内
- (2)監 事 2 人以上 3 人以内

- 2 理事のうち、1 人を会長、9 人以内を副会長、1 人を専務理事、又 2 人以内を常務理事とす

ることができる。

- 3 前項の会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 20 条 理事及び監事は、総会において、正会員（法人又は団体にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては 5 人、監事にあつては 2 人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

（理事の職務及び権限）

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を執行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐する。
- 6 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める理事及び監事の報酬等を定める規定に従って支給することができる。

(顧問)

第 26 条 本会に、顧問を 5 人以内置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 第 23 条第 1 項の規定は、顧問について準用する。
- 5 顧問の報酬は、無償とする。

(特別理事)

第 27 条 本会に特別理事 20 人以内を置くことができる。

- 2 特別理事は、本会の理事経験者又はそれに準ずる者で、且つ現在も本会会員である者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 特別理事は、会員の活動に適時参加し当該活動について助言する。なお、特別理事は、理事会の構成員ではない。
- 4 第 23 条 1 項の規定は、特別理事について準用する。
- 5 特別理事の報酬は無償とする。

(損害賠償責任の免除)

第 28 条 本会は、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。

- 2 本会は、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 29 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 31 条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたるとき又は会長に事故があるときは、各理事が予め理事会で定められた順序により、理事会を招集する。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 本会の事業計画書及び収支予算書は毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5)貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1)監査報告
- (2)理事及び監事の名簿

（借入金）

第38条 本会は資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入予算額を上限とする借入金であって、返済期間が1年未満のものを除き、理事会において決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の決議を得るものとする。

（剰余金の処分）

- 第39条 本会は剰余金の分配をすることはできない。
- 2 会員に剰余金の分配をする総会の決議は無効である。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第42条 本会が解散する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第 43 条 本会の公告は電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 10 章 補 則

(委員会)

第 44 条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について調査し、研究し、又審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て会長が別に定める。

(事務局)

第 45 条 本会は、事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の決議を得て会長が任免し、職員は会長が任免する。

(実施細則)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。